

理事会運営規則新旧対照表

(旧)	(新)
社団法人京都府介護支援専門員会 理事会運営規則	社団法人京都府介護支援専門員会 理事会運営規則
平成23年4月27日制定	平成23年4月27日制定
第1章 総 則	第1章 総 則
(目的)	(目的)
第1条 本規則は社団法人京都府介護支援専門員会（以下「本会」という）理事会に関する事項について規定し、その適法かつ円滑適切な運営を図ることを目的とする。	第1条 本規則は社団法人京都府介護支援専門員会（以下「本会」という）理事会に関する事項について規定し、その適法かつ円滑適切な運営を図ることを目的とする。
(理事会の種類)	(理事会の種類)
第2条 理事会は、通常理事会と臨時理事会とする。	第2条 理事会は、通常理事会と臨時理事会とする。
2 通常理事会は、毎事業年度6回以上開催する。	2 <u>通常理事会は、毎事業年度3回以上開催する。</u>
3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。	3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1) 会長が必要と認めたとき	(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 理事現在数から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(理事会の構成)

第3条 理事会は、理事をもって組織する。

第2章 理事会の招集

(召集者)

第4条 理事会は会長が招集する。ただし、第2条第3項第3号により理事が招集する場合を除く。

2 第2条第3項第3号による場合は、理事が招集する。

3 会長は、第2条第3項第2号に該当する場合は、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。

4 理事全員改選直後の理事会は、各理事がこれを招集することができる。

(2) 理事現在数から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(理事会の構成)

第3条 理事会は、理事をもって組織する。

第2章 理事会の招集

(召集者)

第4条 理事会は会長が招集する。ただし、第2条第3項第3号により理事が招集する場合を除く。

2 第2条第3項第3号による場合は、理事が招集する。

3 会長は、第2条第3項第2号に該当する場合は、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。

4 理事全員改選直後の理事会は、各理事がこれを招集することができる。

(召集の通知)

第5条 理事会を招集するには、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の7日前までに、通知しなければならない。

- 2 前項の書面による通知の発出に代えて、理事及び監事の承諾を得た電磁的方法により通知を発出することができる。
- 3 前2項の規定に係らず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

第3章 理事会の議事

(理事会の議長)

第6条 理事会の議長は、会長が指名した者がこれに当たる。

(定足数)

第7条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(理事会の決議方法)

第8条 理事会に付議された事項は、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

(召集の通知)

第5条 理事会を招集するには、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の7日前までに、通知しなければならない。

- 2 前項の書面による通知の発出に代えて、理事及び監事の承諾を得た電磁的方法により通知を発出することができる。
- 3 前2項の規定に係らず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

第3章 理事会の議事

(理事会の議長)

第6条 理事会の議長は、会長が指名した者がこれに当たる。

(定足数)

第7条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(理事会の決議方法)

第8条 理事会に付議された事項は、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

(決議の省略)

第9条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わる事のできる理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

2 前項の電磁的記録とは、一般法施行規則第89条に定めるものとする。

(報告の省略)

第10条 理事、監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告する事を要しない。

(監事の出席)

第11条 監事は、理事会に出席し、意見を述べなければならない。

(関係者の出席)

第12条 理事会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求め、資料の提出、意見、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(決議の省略)

第9条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わる事のできる理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

2 前項の電磁的記録とは、一般法施行規則第89条に定めるものとする。

(報告の省略)

第10条 理事、監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告する事を要しない。

(監事の出席)

第11条 監事は、理事会に出席し、意見を述べなければならない。

(関係者の出席)

第12条 理事会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求め、資料の提出、意見、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(議事録)

第13条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、書面をもって議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに記名押印しなければならない。

(議事録の配布)

第14条 議長は、欠席した理事及び監事に対して議事録の写し及び資料を配布して、議事の経過及び結果を遅滞なく報告するものとする。

第4章 理事会の権限

(権限)

第15条 理事会は、この法人の業務執行を決定し、理事の職務の執行を監督するとともに、会長の選定及び解職を行なう。

(決議事項)

第16条 理事会が決議すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 法令で定める事項

- イ 本会の業務執行の決定
- ロ 会長の選定・解職
- ハ 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- ニ 重要な財産の処分及び譲受

(議事録)

第13条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、書面をもって議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに記名押印しなければならない。

(議事録の配布)

第14条 議長は、欠席した理事及び監事に対して議事録の写し及び資料を配布して、議事の経過及び結果を遅滞なく報告するものとする。

第4章 理事会の権限

(権限)

第15条 理事会は、この法人の業務執行を決定し、理事の職務の執行を監督するとともに、会長の選定及び解職を行なう。

(決議事項)

第16条 理事会が決議すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 法令で定める事項

- イ 本会の業務執行の決定
- ロ 会長の選定・解職
- ハ 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- ニ 重要な財産の処分及び譲受

ホ 多額の借入
ヘ 重要な使用人の選任・解任
ト 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
チ 内部管理体制の整備
リ 事業計画及び収支計算書等の承認
ヌ 事業報告及び計算書類等の承認
ル その他法令で定める事項

(2) 定款に定める事項

イ 会員入会承認
ロ 会長の選定・解職
ハ 臨時総会の開催の可否
ニ 諸規程等の制定、変更及び廃止
ホ その他定款に定める事項

(3) その他重要な業務執行に関する事項

イ 重要な事業その他の契約の締結、解除、変更
ロ 重要な事業その他の争訟の処理
ハ その他理事会が必要と認める事項

(報告事項)

第17条 理事は、毎事業年度ごとに4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

ホ 多額の借入
ヘ 重要な使用人の選任・解任
ト 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
チ 内部管理体制の整備
リ 事業計画及び収支計算書等の承認
ヌ 事業報告及び計算書類等の承認
ル その他法令で定める事項

(2) 定款に定める事項

イ 会員入会承認
ロ 会長の選定・解職
ハ 臨時総会の開催の可否
ニ 諸規程等の制定、変更及び廃止
ホ その他定款に定める事項

(3) その他重要な業務執行に関する事項

イ 重要な事業その他の契約の締結、解除、変更
ロ 重要な事業その他の争訟の処理
ハ その他理事会が必要と認める事項

(報告事項)

第17条 理事は、毎事業年度ごとに4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

2 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認められるとき、又は、法令若しくは定款に違反する事実若しくは不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。 第5章 事務局 (事務局) 第18条 理事会の事務局には、事務局長がこれに当たる。 第6章 雑 則 (改廃) 第19条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行なう。 附 則 この規則は、平成23年4月28日から施行する。	2 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認められるとき、又は、法令若しくは定款に違反する事実若しくは不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。 第5章事務局 (事務局) 第18条 理事会の事務局には、事務局長がこれに当たる。 第6章雑 則 (改廃) 第19条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行なう。 附 則 この規則は、平成23年4月28日から施行する。 <u>平成24年2月4日改訂</u>
--	--